

歳入、歳出決算の状況について

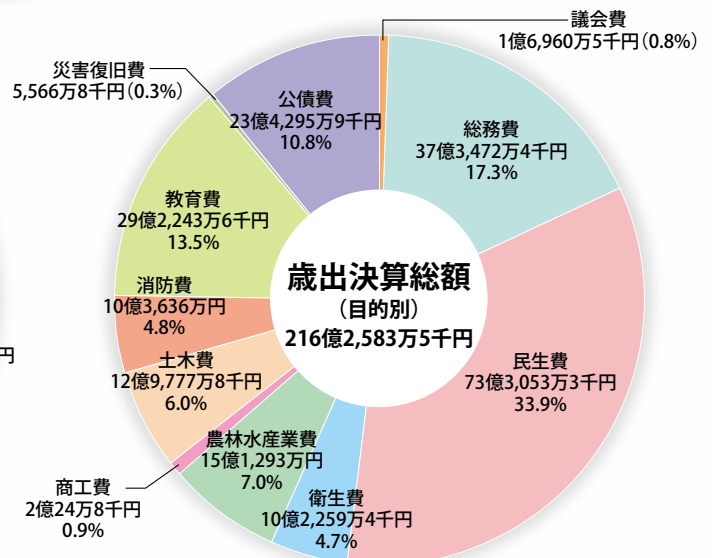
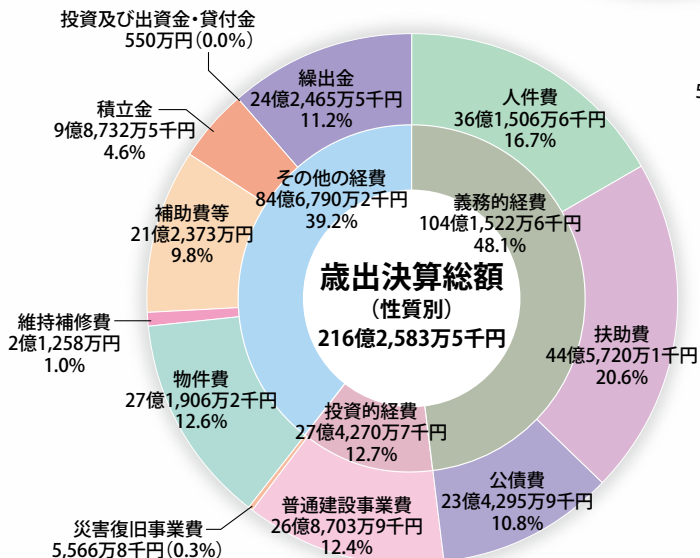
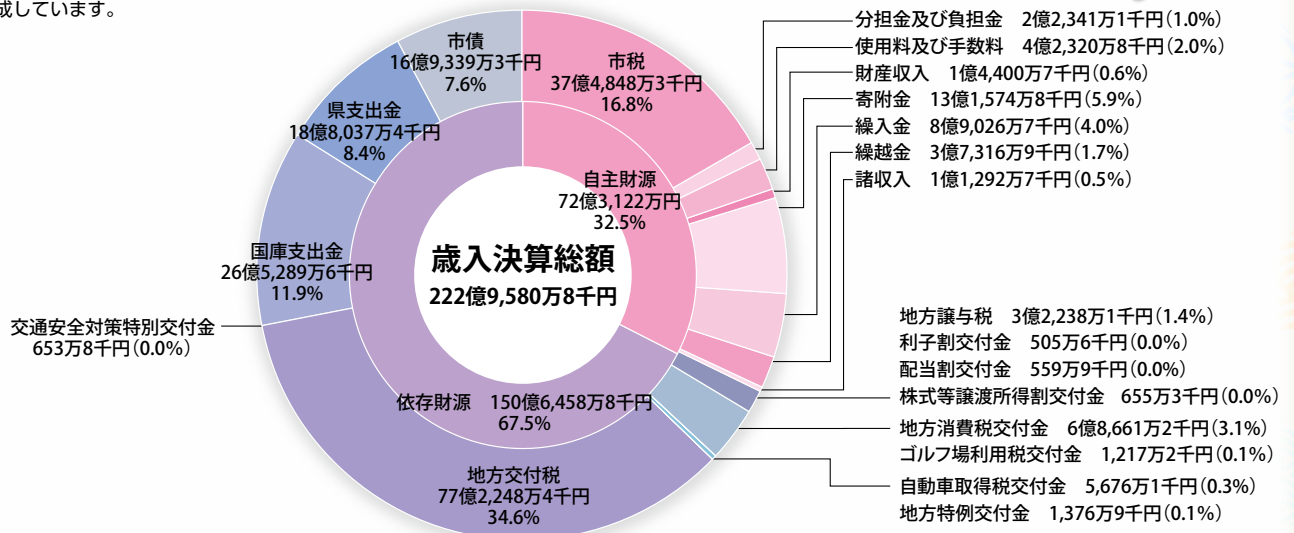
平成30年度の一般会計および各特別会計の決算額は、次のとおりです。平成29年度と比較して、一般会計の歳入は、ふるさと寄附金などの増により4億2,906万6千円の増額、歳出では額娃地区統合中学校整備事業などにより、4億9,226万2千円の増額となっています。一方、特別会計は、国民健康保険事業特別会計が、歳入歳出ともに減額となっており、介護保険事業特別会計は、保険給付費などの増により、歳入歳出ともに増額となっています。

このようなことから一般会計と各特別会計の決算合計額は、前年度に対し、歳入で6億3,727万3千円の減、歳出で5億9,530万5千円の減となりました。

一般会計 決算収支の状況

区 分	平成30年度
歳入総額	A 223億2,642万7千円
歳出総額	B 216億5,645万4千円
歳入歳出差引 (A-B)	C 6億6,997万3千円
翌年度へ繰り越すべき財源	D 4,199万8千円
実質収支 (C-D)	E 6億2,797万5千円
単年度収支	F ▲8,707万6千円
基金積立金	G 779万4千円
繰上償還金	H 0円
積立金取り崩し額	I 3億6,000万円
実質単年度収支 (F+G+H-I)	J ▲4億3,928万2千円

※下記のグラフは地方財政状況調査により、歳入・歳出総額から、3,061万9千円を減額した数値で作成しています。



特別会計 決算収支の状況

区 分	歳入決算額	歳出決算額	翌年度への繰越財源	実質収支
国民健康保険事業特別会計	58億8,843万2千円	58億4,117万8千円	0円	4,725万4千円
後期高齢者医療特別会計	5億4,037万4千円	5億3,944万6千円	0円	92万8千円
介護保険事業特別会計	53億604万7千円	50億9,840万2千円	0円	2億764万5千円
農業集落排水事業特別会計	7,645万2千円	7,357万2千円	0円	288万円
公共下水道事業特別会計	1億4,568万2千円	1億3,095万9千円	0円	1,472万3千円

令和元年度上半期の財政状況 (令和元年9月末現在)

区 分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	236億782万9千円	103億1,252万円	43.7%	85億5,548万7千円	36.2%
国民健康保険事業特別会計	57億2,227万円	23億9,191万9千円	41.8%	21億8,857万3千円	38.2%
後期高齢者医療特別会計	5億5,153万5千円	1億6,329万2千円	29.6%	1億5,547万5千円	28.2%
介護保険事業特別会計	53億2,895万8千円	25億3,777万円	47.6%	21億1,839万5千円	39.8%
農業集落排水事業特別会計	7,020万円	4,243万2千円	60.4%	2,965万6千円	42.2%
公共下水道事業特別会計	1億3,914万1千円	7,788万円	56.0%	4,868万8千円	35.0%

※一般会計は、平成30年度からの繰越事業を含む。

平成30年度 南九州市決算に基づく
健全化判断比率および資金不足比率の概要

平成30年度南九州市決算における健全化判断比率および資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき公表します。

今回公表する「健全化判断比率および資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全であるのか、資金不足がどれくらいあるのかについて指標化し、基準値に対してどうなっているのかを法律に基づき公表するものです。

市の財政については、下表のとおり赤字・資金不足はなく、その他の比率についても基準数値を大きく下回っており、この法律上では健全な状態にあると判断されます。

1. 健全化判断比率

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (—)	— (—)	7.4 (7.3)	10.9 (19.9)
早期健全化基準	13.00	18.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

[下段()数値は前年度数値]

※ 実質赤字額および連結実質赤字額がないため、実質赤字比率および連結実質赤字比率は算定されないことから「—」を記載。

(用語解説)

- **健全化判断比率**…次の4つの比率で構成され、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標です。
 - ・ **実質赤字比率**……普通会計(本市では一般会計のみ)の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。
 - ・ **連結実質赤字比率**……全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。
 - ・ **実質公債費比率**……借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。
 - ・ **将来負担比率**……地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

2. 公営企業会計に係る資金不足比率

(単位:%)

区 分	法適用企業	法非適用企業	
	水道事業会計	農業集落排水事業特別会計	公共下水道事業特別会計
資金不足比率	— (—)	— (—)	— (—)
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

[下段()数値は前年度数値]

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないことから「—」を記載。

- **早期健全化基準**……この基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査の実施が義務付けられ、財政の健全化を図らなければなりません。
- **財政再生基準**……この基準を超えると、財政再生計画の策定、外部監査の実施の義務付けのほかに地方債の起債が制限されます。
- **資金不足比率**……公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
- **経営健全化基準**……上記の早期健全化基準に相当する基準です。

[担当] 知 財政課 財政係